

町田市戸籍事務取扱規程の一部を改正する規程を定める。

令和8年6月12日

町田市長 稲垣 康 治

町田市規程第10号

6月26日迄掲示

町田市戸籍事務取扱規程の一部を改正する規程

町田市戸籍事務取扱規程（平成14年7月町田市規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(戸籍に関する証明書等の交付等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>次条において同じ。</u>）、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次条において「認証法」という。）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録したものに限る。）を保有する者は、次に掲げる証明書の交付の請求を戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第79条の2の4第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(1) 町田市が正本を備える戸籍等に係る全部事項証明書、個人事項証明書、謄本又は抄本</p> <p>(2) 略</p> <p>（自動交付機による全部事項証明書等の交付）</p>	<p>(戸籍に関する証明書等の交付等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>次条において「番号法」という。</u>）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次条において「認証法」という。）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録したものに限る。）を保有する者は、次に掲げる証明書の交付の請求を戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第79条の2の4第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(1) 町田市が正本を備える戸籍等に係る全部事項証明書、個人事項証明書、謄本又は抄本 <u>（いずれも自己が記載されている戸籍等に係るものに限る。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>（自動交付機による全部事項証明書等の交付）</p>

第5条の2 前条の規定にかかわらず、個人番号カード（認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を保有する者は、自動交付機（町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により町田市が正本を備える戸籍に係る全部事項証明書及び個人事項証明書（次項において「全部事項証明書等」という。）の交付を請求することができる。

2 略

第5条の2 前条の規定にかかわらず、個人番号カード（番号法第2条第7項に規定する個人番号カードであって、認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を保有する者は、自動交付機（町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により町田市が正本を備える戸籍に係る全部事項証明書及び個人事項証明書（次項において「全部事項証明書等」という。）の交付を請求することができる。

2 略

附 則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。